

15年5月

< 中央防災会議 >

全体のマスタープラン

東海地震対策大綱の決定

反映

15年7月 【大規模地震対策特別措置法に基づく防災計画】

「地震防災基本計画」の修正

1 警戒宣言前から異常データ観測時の防災対応を明確化

異常データが観測され、気象庁が黄情報（仮称）を出した場合に、政府は準備行動の意思決定を行い、準備体制をとる

< 東海地震に関する情報と防災対応 >

東海地震予知情報：警戒宣言、地震防災警戒本部の設置
地震防災応急対策の実施

東海地震注意情報：政府は、準備行動開始の意思決定を行い準備体制をとる 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣 地域住民等に対する適切な広報の実施

東海地震観測情報：情報収集連絡体制

2 警戒宣言後における分野別対応

震度や津波の分布に応じ、鉄道の運行の可否を検討し対応を明示
帰宅困難者対策の明確化
耐震性を有する病院、小売店舗は営業継続も可能

国、地方公共団体、指定公共機関及び民間事業者の防災計画

< 15年7月29日閣議決定（予定） >

人命に密接に関わる事項について方針を定める

東海地震緊急対策方針の決定

1 緊急に実施すべき予防対策

以下の対策について、責任主体と目標を明確化し緊急実施

- (1)耐震化対策
- (2)津波対策
- (3)高度防災情報ネットワークの構築及び緊急対応体制の整備
- (4)地域における災害対応力の向上

2 緊急時における応急活動の迅速かつ的確な実施

以下を基本として「東海地震応急対策活動要領」を年内に策定し、迅速・的確な活動を総理が指揮監督

- (1)異常データ観測時の対処（情報収集・応急部隊準備等）
- (2)警戒宣言時の対処（避難支援、部隊派遣、物資調達等）
- (3)災害発生時の対処（被害想定に基づき即座に部隊の派遣や物資の調達開始、緊急輸送ネットワークの確保等）

3 迅速な閣議手続等

- (1)特に緊急な場合は、内閣総理大臣の主宰により、電話等により各閣僚大臣の了解を得て閣議決定
- (2)緊急災害対策本部等の会合は、全員が参加せずとも、内閣総理大臣と参集した閣僚大臣等により開催

東海地震に関する情報と防災対応

